

第 19 号議案

関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例制定の専決処分について承認を求め
る件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

関西広域連合条例第6号

関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続）

第2条 任命権者は、戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くなど、公正を期さなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

（停職の効果）

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。